

意見書（開始要件）

平成 年(再口)第 号 給与所得者等再生手続開始申立事件
債務者

債務者から事情を聴取した結果は次のとおりであり，棄却事由が認められないので，再生手続を開始するのが相当である。

1 法25条の開始要件について

債務者については，裁判所に破産手続が係属していないか，係属しているとしてもその手続よることが債権者の一般の利益に適合するとは言えない。

再生計画案の作成又は再生計画認可の見込みがないことが明らかとは言えない。

再生手続開始の申立が不当な目的でなされたものではなく，不誠実な申立でもない。

2 法239条の開始要件について

債務者は給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込のある者であって，かつ，その額の変動の幅が小さいと見込まれる。

債務者は給与所得者等再生手続の趣旨を理解し，申立書において当該手続を求める旨の申述をしている。

債務者には次のイからハに掲げる事由がないか，あったとしてもイについては当該再生計画についての認可決定が確定した日から，ロ，ハについてはそれぞれの決定が確定した日から7年以上が経過している。

イ 給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと

ロ 民事再生法235条第1項に規定する免責決定が確定したこと

ハ 破産法252条第1項に規定する免責決定が確定したこと

平成 年 月 日

再生債務者代理人

印

札幌地方裁判所 御中

意見書（開始要件）

平成 年(再口)第 号 給与所得者等再生手続開始申立事件
再生債務者

再生債務者については、棄却事由が認められないので、再生手続を開始するのが相当である。

再生債務者については、下記のとおり棄却事由が認められるので、再生手続開始申立を棄却するのが相当である。

記

平成 年 月 日

個人再生委員

印

札幌地方裁判所 御中

意見書（認可要件）

平成 年(再口)第 号 給与所得者等再生手続開始申立事件
再生債務者

再生債務者については、不認可事由が認められないので、再生計画を認可するのが相当である。（積立金合計 円 預金通帳写し添付）

再生債務者については、下記のとおり不認可事由が認められるので、再生計画を不認可とするのが相当である。

財産及び収入の状況は民事再生法 124 条 2 項の財産目録及び 125 条 1 項の報告書記載のとおりである。

財産及び収入状況は、下記のとおりである。

記

不認可事由

財産及び収入の状況

平成 年 月 日

個人再生委員

印

札幌地方裁判所 御中

意見書（認可要件）

平成 年(再口)第 号 給与所得者等再生手続開始申立事件
再生債務者

再生債務者については、不認可事由が認められないので、再生計画を認可するのが相当である。（積立金合計 円 預金通帳写し添付）

再生債務者については、下記のとおり不認可事由が認められるので、再生計画を不認可とするのが相当である。

財産及び収入の状況は民事再生法124条2項の財産目録及び125条1項の報告書記載のとおりである。

財産及び収入状況は、下記のとおりである。

記

不認可事由

財産及び収入の状況

平成 年 月 日

再生債務者代理人 _____ 印

札幌地方裁判所 御中

民事再生法 124 条 2 項の財産目録及び 125 条 1 項の報告書

平成 年(再口)第 号 給与所得者等再生手続開始申立事件
再生債務者

債務者の開始決定時における財産は申立書添付の財産目録のとおりである。

債務者の開始決定時における財産については、申立書添付の財産目録を次のとおり追加又は変更する。

債務者が再生の申立をするに至った経緯、債務者の資産及び収入の状況は申立書記載のとおりである。

債務者が再生の申立をするに至った経緯、債務者の資産及び収入の状況は申立書の記載を次のとおり追加又は変更する。

平成 年 月 日

再生債務者代理人

印

札幌地方裁判所 御中